

環 生 第 35 号  
令和6年5月1日

一般社団法人静岡県計量協会会長 様

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長

### 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について

日頃から県の環境保全行政の推進につきましては、御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり環境省水・大気環境局長から通知があったので、お知らせします。

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の改正は、六価クロム化合物の排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準等を改正するとともに、より的確にふん便汚染を捉えるため、大腸菌群数を新たな衛生微生物指標として大腸菌数へ見直したものであり、六価クロム化合物に係る改正事項は令和6年4月1日から施行し、大腸菌数に係る改正事項は令和7年4月1日から施行することとしています。

貴団体におかれましては、会員に周知いただきますようお願いいたします。なお、下記の事項に十分御留意をお願いいたします。

### 記

#### 六価クロム化合物の排水基準の見直しに係る暫定排水基準について

##### 1 一般排水基準の見直し

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第一条において定める排水基準のうち、六価クロム化合物に係る許容限度について、0.5mg/Lから0.2mg/Lに改められました。

#### 排水基準（排水基準を定める省令 別表第一（第一条関係））

有害物質の種類	許容限度（改正前）	許容限度（改正後）
六価クロム化合物	0.5mg/L	0.2mg/L

## 2 暫定排水基準

六価クロム化合物に係る排水基準について、電気めっき業に属する特定事業場からの排水には、経過措置として令和9年3月31日までに限り、暫定排水基準（0.5mg/L）が設定されました。

## 3 適用猶予

既存の特定事業場については、適用が一定期間猶予されます。猶予期間は、令和6年9月30日まで（一部の特定事業場\*は令和7年3月31日まで）です。

\*水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している事業場

担 当：大気水質班 金田  
電話番号：054-221-2205